

大江町農業委員会総会定例会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日（火） 午後1時30分～

2. 開催場所 大江町役場 201会議室

3. 出席委員（12名）

1番 菊地 洋 幸	2番 佐藤 茂 美	3番 公 平 友 和
4番 大 泉 孝 一	5番 五十嵐 弘	7番 伊 藤 真 人
8番 鈴 木 智 子	9番 小 野 健 一	10番 橋 本 光 弘
11番 鈴 木 義 弘	12番 西 田 和 之	13番 大 泉 晴 稔

4. 欠席委員（1名）

6番 松 田 俊 夫

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可処分について

日程第3 議案第21号 大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について

日程第4 議案第22号 非農地証明願の審議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長（農林課長兼任）	阿 部 美代子	事務局長補佐	池 田 広 貴
農 地 係 長	佐 藤 慎 吾		

7. 会議の概要（午後1時30分 開会）

議 長 本日は、お忙しいなか出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から令和8年第8回農業委員会総会定例会を開会いたします。

本日、6番 松田俊夫委員より欠席の通知がありました。13名中12名の出席となっており、本総会は成立しておりますことをはじめに報告いたします。

それでは、事前に配付しております議事日程に従って議事を進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 異議なしと認め、議事日程に従い進めさせていただきます。

議 長 日程第1 議事録署名委員の選任について、大江町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認め、11番 鈴木義弘委員と12番 西田和之委員のご両名にお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。

日程第2 議案第20号「農地法第3条の規定による許可処分について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。別紙審議一覧表及び参考図面をご覧ください。

なお今回の案件は賃借人が同一人のため一括してご説明します。

土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番ほか8筆、地目はすべて畑、面積は合計で29,266.56㎡、内容は賃貸借権の設定です。賃借料についてNo.1は6筆合計で△△△円、No.2は3筆合計で△△△円、タラの芽を作付けする予定です。

以上です。

議 長 本案件につきましては、先に現地調査がおこなわれておりますので、担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

9 番 小野 健一 委員

それでは報告します。

さる8月17日、10番 橋本光弘委員と私9番 小野、および事務局職員とともに現地を確認してまいりました。

現場は真ん中の道路を挟んで南北に農地が位置していましたが、高低差があり北側の農地についてのみ確認してきました。

タラの芽を作付け予定ですが、一斉に行うのではなく順次計画的に作付けを実施していくとのことで、作付けをしない所については草刈りを行い保全管理していくとの話でした。また所有者の方もただ貸し付けるのではなく、作付けや草刈りなどの作業に協力していただくようで、面積がかなり大きいですが耕作者はとても意欲ある方なので是非頑張っていただきたいと申し上げてきました。

以上報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

7 番 伊藤 真人 委員

賃借料の設定ですが、合計ですか。

事務局 合計です。

11番 鈴木 義弘 委員

タラの芽ですと、植え付けてから採れるのがおそらく3年目くらいだと思うので、3年という期間は何か理由があるのでしょうか。

事務局 状況を踏まえて3年という期間で話し合いにて決定したということです。

12番 西田 和之 委員

図面を見ますと、南北の方に真っ直ぐの線がありますが・・・

議 長 鉄塔です。

12番 西田 和之 委員

鉄塔だとすると賃貸借はできるのですか。

事務局 鉄塔の線があるので地役権が設定されていますが、所有者はあくまでも〇〇さんなので賃貸借については問題ないと思います。

議 長 休憩します。

(休 憩)

議 長 再開します。その他質問等ございませんか。

議 長 では、お諮りします。

議案第20号「農地法第3条の規定による許可処分について」を原案のとおり決することにご異議のない方の挙手を求めます。

議 長 全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。

議 長 次の日程第3ですが、私事に関する事項のため暫時の間、職務代理者を議長とすることとします。それでは議長を交代します。

(議長交代)

議長代理 では、審議を続けます。

日程第3 議案第21号「大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。別紙審議一覧表をご覧ください。

いずれも地域計画に基づく農用地利用集積等促進計画としての契約であり、農地中間

管理機構への貸付案件及び転貸先になる借受案件で、新規３１件、再設定１０件となります。

以上です。

議長代理　それでは審議に入ります。はじめにNo.3４から３７について審議いたしますので、会議規則第１７条の議事参与の制限により、１３番　大泉晴稔委員の発言をお控えください。何か質問等ございませんか。

議長代理　では、大泉委員を除く皆さんにお諮りします。
No.3４から３７について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。

議長代理　全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。
それでは議長を交代します。

(議長交代)

議長　では、審議を続けます。
次にNo.1９から２２、及びNo.3３について審議いたしますので、７番　伊藤真人委員の発言をお控えください。何か質問等ございませんか。

議長　では、伊藤委員を除く皆さんにお諮りします。
No.1９から２２及びNo.3３について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。

議長　全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。
次に残る案件すべての審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議長　では、お諮りします。
議案第２１号「大江町農用地利用集積等促進計画案の審議について」、先に決した案件を除く残りの案件について、原案のとおり決することにご異議のない方の挙手を求めます。

議長　全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。

議長　日程第４　議案第２２号「非農地証明願の審議について」を上程いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局　ご説明申し上げます。別紙審議一覧表及び参考図面をご覧ください。
土地の所在は大字〇〇字〇〇◆◆番ほか３筆、地目はすべて田、面積は合計６１６．１㎡、平成１３年頃に〇〇の事業用地として利用し、その後課税地目が宅地となったことから現況に合わせて地目変更したいとのことです。

以上です。

議 長 本案件についても現地調査がおこなわれておりますので、担当委員から結果及び補足説明をお願いします。

9 番 小野 健一 委員

それでは報告します。こちらは非農地案件のため、8番 鈴木智子委員からも現地を確認していただきました。

場所は〇〇内の一角で、分譲の際売れ残った部分です。かつてここで〇〇を開いていましたが、現在は使われておらず建物のみが残っており、所有者の方が周りの住民の方をお願いして草刈りを実施していただいているそうです。

当該土地を購入希望の方がいるという説明を受けましたが、耕作目的での購入ではないことや、所有者も県外の方で今後耕作の予定もないため、周囲の状況などから非農地として判断してやむを得ないものと確認しました。

以上報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。それでは、審議に入ります。何か質問等ございませんか。

議 長 では、お諮りします。

議案第22号「非農地証明願の審議について」を原案のとおり決することにご異議のない方の挙手を求めます。

議 長 全員であります。よって本案件は、原案のとおり決することとしました。

議 長 本日より予定しておりました審議案件は、以上であります。

これをもちまして、令和8年第8回総会定例会を閉会いたします。

(午後1時54分 閉会)

令和8年8月25日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____